

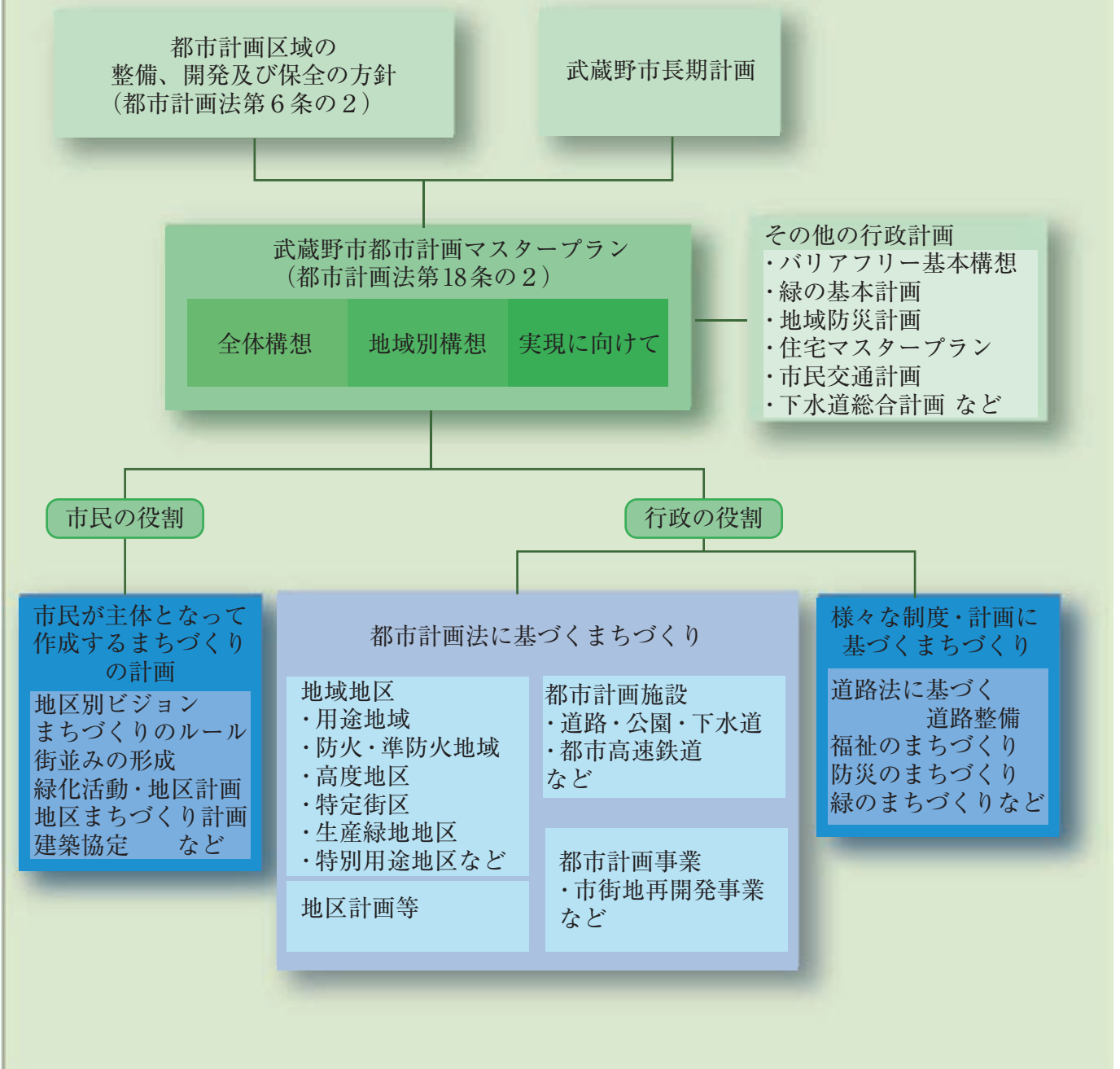
第7章 まちづくり

まちづくりとは

まちづくりとは、道路や公園、建物など直接目に見えるものを単に造るだけではなく、環境、教育、福祉、交通機能など、日常生活に関わるすべての要素を含めた中で豊かな暮らしを造り出すことです。

武蔵野市では、「まちづくり」について、「平和で、自由で、豊かな地域社会の実現を目指して」というテーマを掲げ、これまで様々な取り組みを行ってきました。第五期長期計画では、「つながりを広げよう」「多様性を力にしよう」「市民の意識を行動に変えよう」という三つの視点のもと、「自治と連携によるまちづくり」「支え合いをつむぐまちづくり」「平和で美しいまちづくり」「環境と共生するまちづくり」という四つの目標を掲げています。これらの視点や目標に沿って、充実した武蔵野市にするべく、これからも市域の均衡ある発展を目指したまちづくりを推進していきます。

■まちづくりの位置づけ



1) 生活道路の整備

①人にやさしいみちづくり

武蔵野市は、本格的なモータリゼーションが起こる前から市街地化が進んでいたため、住宅地域の道路網が早くから整備されていました。しかし、近年この生活道路が幹線道路へのいわゆる抜け道として通過交通が増加し、居住者や歩行者の安全性が著しく脅かされるようになりました。そのことから、安全性と快適性を考慮した道路空間を形成し、秩序ある歩車共存の道路整備を図るため、人にやさしいみちづくり事業を推進しています。



■整備例

②狭あい道路の拡幅整備

平成8年度から、建築確認業務が武蔵野市に移管されたことに合わせ、主に建築の際に建築主の協力を得て、幅員が4mに満たない狭あい道路の拡幅整備を推進しています。

狭あい道路は当初、市内に84kmあり、平成22年4月現在、約18.48kmが整備され、進捗率は約22%となっています。



■整備例

2) 防災都市づくり

防災都市づくりの推進は、広域的な視点の「都市レベル」と、身近な生活空間の視点の「地区レベル」の両面から進めていく必要があります。

本市では、安全で安心な都市構造の実現に向け、地震、火災、風水害などに対する防災性が高く、災害にも対応した都市基盤を構築していきます。そのため、都市防災性の向上という視点から、道路や公園緑地の整備、水害対策施設の整備を行い、さらに建築物や都市施設の耐震性・耐火性の確保・強化に努め、都市防災性を向上させていきます。

また、地域の防災性の向上を図るため、住宅密集地域の小規模なオープンスペースを活用した防災広場の設置や平成8年度より導入した建築確認時の狭あい道路の整備を進めています。

さらに、個別の建築物の耐震性・耐火性の向上を図るため、公共施設だけでなく民間建築物に対して、耐震診断や耐震助成、アドバイザー派遣等の事業を実施しています。



■東町防災広場

3) 緑と水

市民生活に関わりの深い「緑と水」は、まちづくりにとって大変重要な要素です。武蔵野市内には井の頭公園などの大規模な公園や身近な公園、玉川上水の水辺といった自然空間があります。

緑の基本計画2008でも、緑は将来にわたって残すべきかけがえのない財産として、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、様々な主体が丸となって共通理念と強い決意のもと、その保全と創出に取り組むことを理念としています。

昭和47年の調査時点では33.3%あった緑被率は、平成6年まで減少の一途をたどり、この間で約100haを超える緑が消失されました。平成22年度の調査では、25.3%と若干の増加傾向が見られます。

武蔵野市では、第1期基本構想長期計画から緑のネットワーク形成を掲げ、公園緑地の拡充を図るとともに、玉川上水をはじめ千川上水や仙川など身近な自然回復と保全から良好な水辺空間の整備等に積極的に取り組み、水と緑のネットワークの形成を進め自然環境を大切にしたいまちづくりを進めています。



■桜堤公園

4) 道路機能の確保

駅周辺道路の違法駐車や放置自転車は、まちの美観を損ねるだけでなく、道路事情の悪化による歩行者の通行障害、緊急車両の通行困難、環境悪化など様々な問題を生じさせる大きな原因となっています。本市では、快適に安心して歩行者等が通行できる環境づくりを進めていくため、下記の施策を実施しています。

なお、平成22年4月より吉祥寺大通り及び三鷹駅中央大通りの歩道上にあった利用登録自転車駐車場を閉鎖する等、自転車を放置しにくい道路環境づくりを進めています。



■西三条通り駐輪場

①放置自転車対策

昭和58年 自転車の放置防止に関する条例制定

(市内3駅周辺放置：約8,500台)

平成3年 吉祥寺が全国ワースト1

(吉祥寺駅周辺放置：約4,000台)

平成6年 条例の全面改正

駐輪場の整備(平成23年4月1日現在)

- ・駐輪場 35箇所
 - ・収容台数 27,030台
 - ・平成22年10月 市内3駅の放置台数調査
- | | |
|-----|------|
| 吉祥寺 | 390台 |
| 三鷹 | 66台 |
| 武蔵境 | 141台 |



■電線類地中化(かたらいのみち)

②違法駐車防止対策

交通指導員による違法駐車防止重点地区で行った指導・啓発の業務が平成21年4月1日から警視庁が開始した駐車監視員による放置車両の確認及び標章取付けを行う業務と重複しているため、交通指導員から駐車監視員への活動に移行しています。

③電線類の地中化

歩行空間・防災空間等の確保と景観向上のため

・実績(平成22年度末現在)

整備延長約12.5km(都道・市道)

5) 公共交通の体系的整備

自家用車等から公共交通機関への転換や、高齢者等を含め誰もが利用しやすい交通体系を構築し、移動の利便性を高めるため、交通空白・不便地域へのムーバスの導入をはじめ、様々な施策を展開しています。

①ムーバス

武蔵野市には、バス停からの距離が「抵抗感なく歩ける」といわれている距離（300m）以遠の地域や、路線バスの運行の少ない地域があります。これらの交通空白地域・交通不便地域の解消や、高齢者や障害のある人、子供連れの主婦などの交通手段の確保を図るため、住宅地域と駅との間を連絡するバスとして、平成7年11月、武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」の運行を開始しました。地域の身近な足として、安全で快適に移動できる環境の向上を目指しています。

平成7年11月 1号路線の運行開始
 （平成24年3月現在7路線9ルート）
 利用客 平均約7,300人/日
 平成20年9月 乗客数2,000万人突破



②ムーパーク（パークアンドバスライド）

吉祥寺駅周辺への車乗り入れ抑制を図るため、ムーバスの停留所に駐車場を併設し、自動車から吉祥寺駅へ向かうムーバスへの乗り換えができる、パークアンドバスライドを進めています。

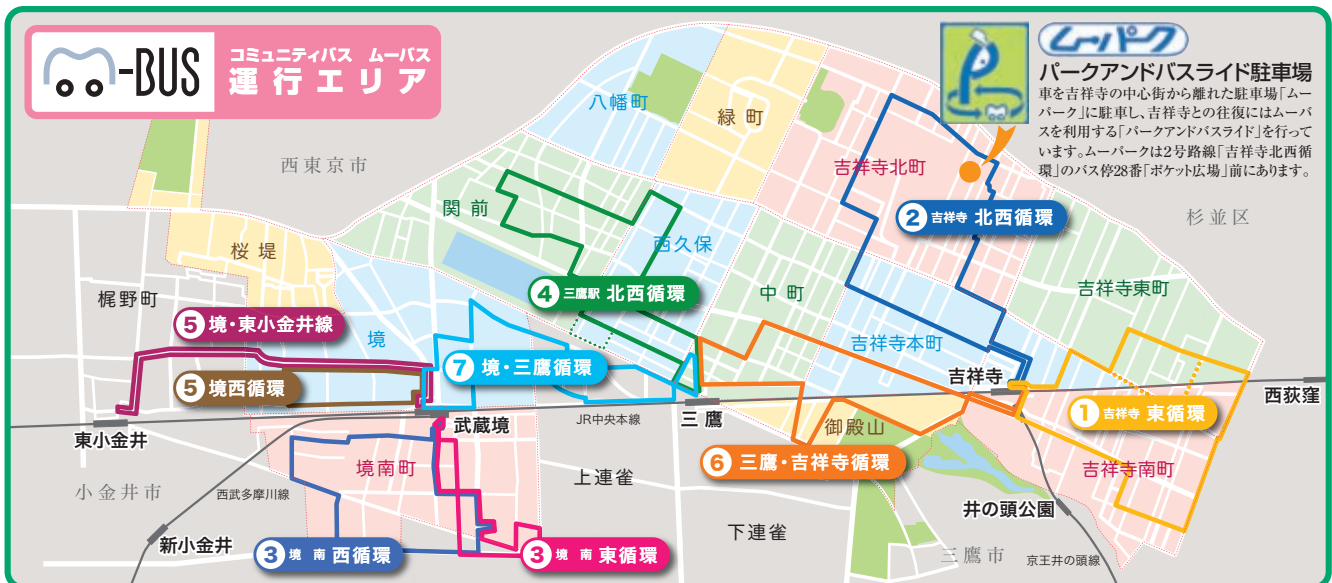
平成11年7月吉祥寺北町二丁目に設置（平成24年7月閉場予定）
 駐車台数 71台
 平成23年度実績 休日平均利用 84.9台
 1日最大利用 156台

③レモンキャブ

福祉型車両で、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出支援をする移送サービスを行っています。

平成12年10月に運行開始
 平成23年度
 利用会員 852人
 福祉車両 9台
 地域ボランティア 44人
 年間利用件数 19,002件

■ムーバス路線図



6) バリアフリー

本市では、昭和59年度に「武蔵野市福祉環境整備指導要綱」を策定し、バリアフリーのまちづくりに取り組んできました。また、平成5年に策定された武蔵野市第三期基本構想・長期計画で掲げたTWC C(すべての人にやさしいまちづくり)の理念に基づき、駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めるなど、先駆的にバリアフリー化を実施してきました。

平成15年には、交通バリアフリー法に基づき、武蔵野市交通バリアフリー基本構想(旧基本構想)を策定し、市内3駅周辺の重点整備地区を中心に、平成22年を目標として、旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

旧基本構想が目標年次に達したこと、平成18年にはハートビル法と交通バリアフリー法が統合拡充したバリアフリー新法が施行されたことを踏まえ、平成23年4月に武蔵野市バリアフリー基本構想(現基本構想)を改定しました。現基本構想では、全てのひとにやさしいまちづくり(ユニバーサルデザイン)の原則に基づき、引き続き市内3

駅を中心とした駅周辺区域を重点整備地区とし、旧基本構想で定めた公共交通事業者(鉄道・バス)、道路管理者、警察が取り組む事業に加え、市民がよく利用する建築物や都市公園の管理者が取り組むバリアフリー事業を特定事業として位置付けるとともに、福祉交通、心のバリアフリー、公共サイン、既存公共施設のバリアフリー化など全市的なバリアフリー化を推進しています。



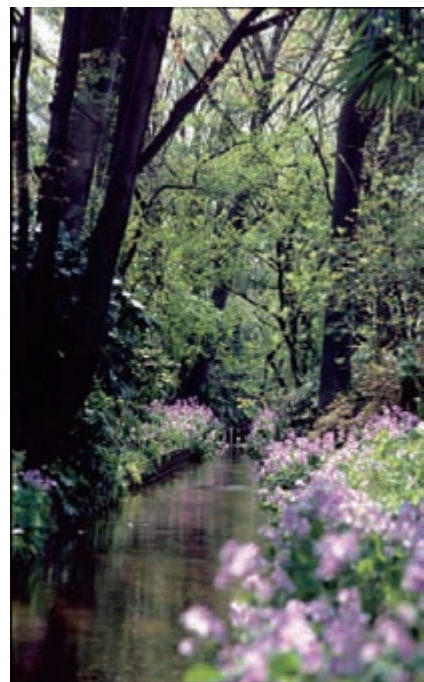
■吉祥寺駅 エレベーター

7) 都市景観

平成17年6月に景観法が全面施行され、地域の特性や傾向に応じた都市景観の整備や保全がますます求められてきています。東京都は、平成19年4月より東京都景観計画を施行し、武蔵野市域では、玉川上水景観基本軸や神田川景観基本軸など、一定規模以上の建築や開発等の行為を行う者に対して届出制度を制定し、景観誘導を行っています。

また、本市では景観を姿、形態のみでとらえるのではなく、永らく営まれてきた人々の生活や活動、人の五感、自然、空間を大切にした生活環境の総合指標ととらえています。多面的なまちづくりを進めるにあたり、共有財産である大切な景観を守り、つくり、育んでいくことに配慮していきます。

特に、本市は緑を大きな景観の要素と考えており、昭和46年の第一期基本構想から緑のネットワークを重要な施策ととらえ、その考え方は現在も脈々と継承されてきています。今後も、市内全ての緑を景観の骨格と位置付け、景観まちづくりを進めてきます。



■玉川上水

8) 宅地開発等に関する指導要綱からまちづくり条例へ

昭和40年代、高度成長期を迎え、都市部への急激な人口集中が起こり、その周辺のまちづくりにおいても新たな問題が発生しました。

本市においても、単なる都心への通勤・通学のためのベッドタウンから、様々な機能を備えた生活核都市へと変貌していく過程で、宅地開発や建築物の高層化に伴い紛争が発生しました。

そこで、市民の安全と健康的な生活を守るとともに武蔵野市らしいまちづくりを推進していくために、昭和46年10月に他の自治体に先駆けて、一定規模以上の開発や中高層建築物に対する指導基準を定めた「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を制定しました。当時は法的規定がなかった日照問題に取り組むなど、先駆的な内容であったとともに、要綱をめぐる裁判などにより広く関心を得る結果にもなりました。

また、昭和53年には東京都日影規制条例が定められ、要綱が時代に沿った制度となるように改正を重ねてきました。これらの開発調整の実績を踏まえるとともに、平成12年、都市マスタープランの策定時に、まちづくりに関する制度を作る必要性が議論された経緯があったことから、市民・開発業者・市の三者がそれぞれの責任の下、協力して、更に快適で豊かな都市環境を形成するために、平成21年に「武蔵野市まちづくり条例」を制定しました。本条例は住民参加の仕組みや新たな開発調整の仕組みを制度化したものであり、今後の本市の協働のまちづくりの根幹をなすものとして、活用を図っていきます。

なお、昭和46年度から平成20年度までの間に提出された案件は1,864件です。宅地開発等に関する指導要綱により創出された公園及び公共用地等は約16.8haとなります。



■大木を移植した事例 吉祥寺本町



■公開空地と歩道状空地の整備事例 中町